

広島市規則第35号

令和8年3月27日

広島市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市火災予防規則の一部を改正する規則

広島市火災予防規則（昭和37年広島市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「（法第3章（第11条の5第4項（法第12条第3項、第12条の2第3項、第12条の3第2項、第13条の2第2項、第14条の2第5項、第16条の3第6項及び第16条の6第2項において準用する場合を含む。））、第16条の3の2第3項及び第16条の5第3項を除く。）を除く。第3条において同じ。）及び」に改める。

第3条ただし書を削る。

第12条第3項中「申請書を提出しなければ」を「立会しなければ」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。